

第17回 静岡県市町対抗駅伝競走大会

参加者大募集!

第17回静岡県市町対抗駅伝競走大会が12月3日(土)に開催されることが決まりました! 東伊豆町代表として仲間と一緒に静岡市内を走ってみませんか?

選手候補者の応募や大会については教育委員会にお問い合わせください。たくさんの応募お待ちしております!
※正式練習は9月からですが、自主練など事前に開始します。



申込み期限 8月15日(月)

参加資格

- 中・高校生は、平成10年4月2日から平成16年4月1日に生まれた人。
- 一般は、平成10年12月3日以前に生まれた人。(高校生を除く)
- 40歳以上は、昭和51年12月3日以前に生まれた人。
- 平成28年9月1日現在、東伊豆町に在住もしくは勤務している人とする。(小・中・高は保護者の居住地が東伊豆町であること。)
- 他県在住の一般・大学・高校生は出身中学校所在地または保護者の居住地が東伊豆町であること。
- 複数のチームから参加依頼のある一般選手は、①出身地(出身中学校所在地)、②現住所、③勤務地(学校所在地)の順で裁定する。

問合せ先 教育委員会事務局 社会教育係 ☎95-6206

熊本地震災害義援金

5月25日、熱川小学校児童会長 嶋田滉太郎さん(6年)、副会長 石黒広貴さん(6年)、書記 井原叶夢さん(6年)の3人が来庁し、熊本地震災害義援金として募金18,385円を寄付しました。

募金を行ったきっかけは、熊本地震の報道を見聞きするにつれ、自分たちに何かできることはないかという意識を持つようになった。その後、児童の間で「募金をやってみたい。」という声上がり実施に至ったとのこと。

5月16日・17日の朝、校舎下駄箱の前に立ち募金活動を行ったところ、約100人の児童及び父兄から寄付があり、「みんな募金をしてくれたのでやってよかった。」「熊本の人が笑顔になってくれたらうれしい。」と話していました。



~その他にも多くの人から寄付をいただいております~

募金は日本赤十字社を通じて被災された人々にお届けします。誠にありがとうございました。

問合せ先 住民福祉課 福祉係 ☎95-6204

『ひとり親家庭』等に 手当を支給します

(※手当等の受給には申請が必要です)

児童扶養手当について

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を育成しているひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする制度です。

対象者

次のいずれかの条件にあてはまる、18歳になつてから最初の3月31日までの児童を監護している母、監護しかつ生計を同じくする父、又は父母以外で児童を養育している人が手当を受けることができます。(心身におおむね程度以上の障がい(特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障がい)がある場合は、20歳まで手当が受けられます。)

- 支給対象となる児童**
- 1、父母が婚姻を解消した児童
 - 2、父又は母が死亡もしくは生死不明の児童
 - 3、父又は母が重度の障がいをもつ児童
 - 4、父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
 - 5、父又は母が引き続き1年以上刑務所等に拘禁されている児童
 - 6、父又は母がDV防止法に基づく保護命令を受けた児童
 - 7、婚姻によらないで生まれた児童
 - 8、棄て子などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

手当月額 (平成28年4月分)

※所得制限があります。

- 全部支給 4万2330円
 - 一部支給 (一定以上の所得がある方) 4万2320円から9990円まで、10円単位で設定
- ※対象児童1人の場合の手当額です。児童が2人の場合は50000円の加算、3人目以降はさらに30000円ずつ加算されます。(平成28年8月分から加算額変更)

※受給資格者等の所得が制限限度額を超えた場合は、手当額の全部が支給停止となることがあります。

申請手続き

児童扶養手当を受給するには、申請が必要です。申請の際は、戸籍や住民票など必要な書類がありますので、請求する前に担当までお問い合わせください。



母子家庭等医療費 助成制度について

母子家庭、父子家庭、父母のない児童に対し、その医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進に寄与することを目的とした制度です。

受給資格者について

20歳の誕生日の前日までの間にある児童を扶養している、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定される母子・父子家庭と父母のない児童(※交付申請はその児童を現に養育している人)

申請・届出について

- ①申請に必要なもの
- 印鑑
- 健康保険証(受給対象者全員分)
- 振込先銀行口座(郵便局を除く)
- ※医療費を振り込むのに申請者の口座が必要。
- 所得課税証明書

(申請者が今年の1月1日時点で東伊豆町以外に住んでいた場合のみ必要) 以上のものを持って窓口で申請してください。

助成について

- ・ 所得制限があります。申請者本人及び扶養義務者全員が所得税非課税でない制度を利用できません。
- ・ 子ども医療費助成制度とは併用できません。
- ・ 保険適用分を助成します。(後日申請していただいた口座へ町から医療費を振り込みます) 保険適用外の支払(例えば予防接種代や差額ベッド代等)は、助成対象となりません。
- ・ 現在受給している方は、毎年6月中に更新の手続きが必要となります。

問合せ先 住民福祉課 子育て支援係

☎95-6204